

育児休業中における在園児の保育の継続利用申請書

年 月 日

【申請者記入欄】

育児休業中における在園児の保育の継続を、下記のとおり希望します。

育児休業 取得者 (申請者)	住 所		
	氏 名		
	育児休業予定 取得期間	年 月 日 から	年 月 日
児 童	施設名		
	児童名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
継続利用 予定希望 期間	下記の□に✓点を記し、必要に応じて希望期間を記入してください。 <input type="checkbox"/> 育児休業取得期間と同じ <input type="checkbox"/> 上記以外 ( 年 月 日から 年 月 日まで ) ※育児休業期間を超える期間は無効です。 両親共に育休を取得する予定 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		

育児休業中の保育継続に関する条件・制限・期間に関することを了承します。

(裏面にてご確認ください)

了承する

- ※ 出産後正式に育児休業の期間が決まりましたら、育児休業取得証明書を勤務先で記入してもらい、利用希望月の前月15日までに提出してください。提出がない場合は、育児休業中の継続利用を希望されないものとみなし、育児休業開始の月末で退所となります。
- ※ 育児休業中の在園児継続利用を希望する場合は、申請者の責任のもと手続きを行ってください。

-----  
【事業所記入欄】

育児休業取得者氏名		
育児休業予定期間 (育児・介護休業法に基づく)	年 月 日 から	年 月 日
※「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等に基づき、上記の事項について、事実と違いないことを証明します。  <div style="text-align: right;">年 月 日</div>		
事業所名		
代表者名	印	
所在地		
電話番号		
記入者		

- ※ ここでいう育児休業とは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等に基づくものです。必ず裏面で確認してください。

## 育児休業とは(厚生労働省抜粋)

### 【育児休業とは】

1歳に満たない子どもを養育する男女労働者が、会社に申し出ることにより、子どもが1歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業すること。

### 【育児休業を取得できる方の範囲】

1. 期間の定めのある労働契約で働く方は、申出時点において、以下の要件を満たすことが必要です
  - ①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されている
  - ②子どもの1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれている
  - ③子どもの2歳の誕生日の前々日までに労働契約の期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでない
2. 以下の要件に該当される場合は育児休業を取得できません。  
(対象外とする労使交渉がある場合にかぎる)
  - ①雇用された期間が1年未満
  - ②1年以内に雇用契約が満了する
  - ③週の所定労働日数が2日以下
3. 日々雇用されている方は育児休業を取得できません

## 育児休業制度利用に関すること

### 【条件】

- ・保育所等に入所していること。
- ・雇用先の育児休業制度(育児休業制度がない場合は利用できません。)を利用して休業すること。
- ・育児休業を利用した雇用先に必ず復帰すること(育児休業中に退職するとその月末に退所となります)。
- ・保育料に滞納がないこと。
- ・必要書類を期日までに提出されること。

### 【制限】

- ・支給認定は保育短時間になります。  
育児休業開始日の翌月から保育短時間になります。(育児休業開始日が1日の場合は該当月から)
- ・延長保育・土曜保育・警報等の発令時・在籍園が指定した日は利用できません。
- ・保育料の滞納が発生した場合は、その月末で退所となります。

### 【継続利用期間】

- ・育児休業が終了する月の末日までで、育児休業に係る子どもが満1歳になる月の末日まで。